

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
第2回衛生管理小委員会議事録

日 時：平成16年6月16日（水）  
場 所：農林水産省消費・安全局第4・5会議室

開 会

○栗本衛生管理課長

それでは、定刻になりましたので、第2回衛生管理小委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。この小委員会、昨年11月に開催いたしました第1回の会議以降、鳥インフルエンザの発生等がございまして、約半年ぶりに開催させていただいております。基準（案）につきましても、前回御意見をいただきました点を修正させていただきました以外に、鳥インフルエンザの発生を踏まえて改めて作り直して今回提出させていただくと、そんな形になっております。短い時間ですけれども、御意見をいただければと思っております。

審議官あいさつ

○栗本衛生管理課長

開会に当たりまして消費・安全局の岡島審議官からごあいさつをさせていただきます。

○岡島審議官

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいま栗本課長からも申し上げましたとおり、昨年11月に第1回の本小委員会を開催いたしまして、飼養衛生管理基準（案）につきましてもいろいろ御意見を頂戴したところでございます。その後、今年の1月、我が国で79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生いたしまして、防疫対応をいろいろな形でいたしました。そういうこともございまして、この作業、一時的に中断いたしました。その防疫対応も踏まえ、この基準（案）につきましてもいろいろな観点から見直しをしているところでございます。

幸い、京都府におきます発生を最後に高病原性鳥インフルエンザの続発は確認されておりませんが、アジア諸国では引き続き発生が見られているところでございますし、また今回、家畜伝染病予防法の改正をいたしまして、その体制強化とあわせて関係の都道府県、関係省庁、関係団体などとの連携・協力のもと、さらに発生あるいはまん延の防止対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

本日は基準（案）につきまして委員の方々から忌憚のない御意

見、御助言をいただきまして、よりよい基準ができますように、御審議いただきますようお願いいたします。どうぞ本日はよろしくようお願いいたします。

#### 配付資料確認・出席委員紹介

##### ○栗本衛生管理課長

それでは、前回と同様、柏崎小委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくようお願いいたします。

##### ○柏崎小委員長

それでは、早速でございますが、議事の中身に入りたいと思います。きょうは3時半の終了を予定しております。中身の検討につきまして、御協力のほどお願いいたします。

まず、事務局から配付資料の確認と出席委員の紹介をいただければと思います。よろしく申し上げます。

##### ○杉崎課長補佐

衛生管理課生産安全班の杉崎でございます。

お手元の資料でございますが、資料1から7が1冊になっております。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日出席いただいております委員の方々を紹介させていただきます。あいうえお順に私から読み上げさせていただきます。

まず、日本養鶏協会の梅原さん、御都合により、代理で菊地様がお見えになっております。

元家畜衛生試験場長で、座長をしていただいております柏崎委員でございます。

林牧場代表取締役、林委員でございます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構研究顧問でいらっしゃいます三瀬委員でございます。

国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授でいらっしゃいます矢野委員でございます。

静岡県農業水産部家畜衛生室家畜衛生スタッフ主幹、天野委員でございます。

千葉県農業共済組合連合会臨床技術研修センター長、齋藤委員でございます。

日本大学生物資源科学部教授でいらっしゃいます酒井委員でございます。

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所企画調整部長、谷口委員でございます。

あと、事務局として、消費・安全局の岡島審議官でございます。

衛生管理課の栗本課長でございます。

衛生管理課総務班を担当しております小倉班長でございます。

国内防疫班の丹菊専門官でございます。

同じく国内防疫班の山本係長でございます。

最後に私、衛生管理課生産安全班を担当しております杉崎でござい

ございます。よろしくお願いいたします。

○柏崎小委員長

ありがとうございました。

#### 飼養衛生管理基準（案）について

○柏崎小委員長

では、お手元の資料の2ページに本日の議事次第が入っております。これに沿って議事を進めたいと思います。

4ページから前回の概要等がございますが、まず資料4から、事務局から説明をお願いいたします。時間の都合上、資料7まで通して御説明願えますか。よろしくお願いいたします。

○杉崎課長補佐

それでは、4ページの資料3は前回の議事概要でございます。参考までに添付しております。

8ページの資料4が昨年11月28日に開催いたしました第1回検討会の際の基準（案）でございます。9ページの資料5が、第1回検討会でいただいた御意見、さらには、不幸にしてことしの1月に先ほどお話がありましたとおり高病原性鳥インフルエンザの発生があって、そういった経験を踏まえて、あるいは私どもの中でも、管理基準としてもう少し具体的に踏み込んだ書き方にした方が、使い勝手がいいといえますか、指導しやすいのではないかと、あるいは生産者の方も仕事をしやすいのではないかとという意見もあって、いろいろ議論をした中で、ちょっと文面を変えた形にはなっておりますが、基本的な考え方は前回お示したものとほとんど同じで、それを踏襲して修正した案が資料5でございます。後で逐次説明してまいりたいと思います。

10ページの資料6でございますが、省令で定めて世の中に出していく際に、消費・安全局長から都道府県知事に、具体的に指導するための指針というのを通知文書として出そうと考えておまして、その案でございます。19ページの資料7ですが、さらに実際に生産者の方々が運用を図っていくためのQ&Aを用意しております。

以上、資料5から資料7が本日議論していただく中心になる資料でございます。大量になりますので、一通り説明をさせていただいて、後で議論していただくということでよろしゅうございましょうか。

○柏崎小委員長

よろしゅうございますね。

ではそういうことでやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉崎課長補佐

説明は山本からさせていただきます。

○山本係長

国内防疫班の山本でございます。今回提示させていただいております飼養衛生管理基準（案）、9ページになりますが、こちらを読ませていただいて、資料6以降、先ほど杉崎から説明差し上げました指導指針、局長名で通知をしてまいるものでございますが、こちらで考え方について、よりかみ砕いて触れておりますので、そちらについては各条ごとに読み上げてまいりたいと思います。

まず管理基準について読ませていただきます。

これは家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の二として追加になるものでございます。

（飼養衛生管理基準）

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は次のとおりとする。

一 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。

二 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。

三 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に務めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。

四 家畜又はねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に務めること。

五 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。

六 家畜を健康に異常を生じることのないような適切な飼養密度で飼養すること。

七 家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。

八 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。

九 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識及び疾患の発生の予防に必要な技術の習得に努めること。

以上でございます。

続きまして、先ほどの杉崎の説明と若干異なるかもしれませんが、長くなりますので、指導指針の各条ごとに読み上げさせていただきます、御意見を伺う方がよろしいかと思っております。

11ページから、局長名で通知をさせていただこうと考えており

まず指導指針の内容になっております。11ページの1番の目的、2番の飼養衛生管理基準設定の趣旨については、飼養衛生管理基準とはこんなものですよという内容ですので割愛させていただきます。12ページ、飼養衛生管理基準に係る助言等に当たって留意すべき事項から読ませていただきます。

まず(1)として「助言及び指導の実施について」とございますが、こちらは飼養衛生管理基準の条文そのものに係るものではないでございますが、基本的な指導の考え方を提示して前提になるところを明らかにしようという考えで示しているものです。読み上げさせていただきます。

法第12条の4においては、家畜の所有者による基準の遵守を確保するための措置として、都道府県知事による勧告及び命令について規定されている。しかしながら、基準は、日常の適切な衛生管理の履行による家畜の伝染性疾病の発生予防を通じ、生産段階において食品の安全性の確保を図っていくことを第一の目的としており、家畜の所有者が自発的かつ持続的に管理の改善を図っていく方向に誘導するよう、勧告に先立って適切に助言・指導していくことに主眼を置く必要がある。

また、基準の遵守状況の確認のための、法第51条に基づく農場への立入検査は家畜防疫員により、また、勧告及び命令は都道府県知事により、それぞれ行われることとされているが、基準に基づく衛生管理の向上を図るための助言及び指導については、従前から行われている衛生管理に係る指導と同様、都道府県関係者のみならず、民間の獣医師等、家畜の伝染性疾病の発生予防に関する知見に精通した者により広く行われ、基準の遵守が徹底されることが重要である。

なお、勧告及び命令の適正な実施を図るため、立入検査等は、複数の者により実施することが望ましい。また、国及び都道府県は、講習会や事例報告会の実施等により助言等を行う者の能力の向上及び標準化を図る。

以上が内容でございます。こちらは飼養衛生管理基準の法律で勧告及び命令に従わなければ罰則という仕組みが規定されておりますが、それに先立って助言及び指導が必要であることを示すとともに、助言・指導、勧告・命令に当たって行政が恣意的な指導を行うのではないかと懸念もございますので、複数の者で行うか、技術の標準化等のための措置を行政がとっていくということを明示したものでございます。

こちらについては特によろしいでしょうか。

○柏崎小委員長

特に御意見ございませんか。

○山本係長

それでは、基準の1番に移ってまいりたいと思います。

「一 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。」について。

この規定は、家畜の糞、尿、唾液、乳等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが畜舎、器具、機械、作業衣、作業靴等あるいは家畜の体に付着して他の家畜へ伝播する可能性があることから、この経路を遮断することを目的としている。

このため、家畜の所有者は、家畜の種類及び用途、農場の飼養形態、飼養規模、畜舎の構造等を踏まえ、日常の飼養管理の一環として、畜舎及び飼養管理や搾乳、集卵等に用いられる器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、作業衣、作業靴、手袋、前掛け等の洗浄、交換等を行うことによりこれらを清潔に保つ必要がある。また、飼養している家畜についても、敷料の交換、ブラッシング等を行うほか、必要に応じ家畜の配置、畜舎の構造等を工夫することにより清潔に保つ必要がある。

これらの措置により、畜舎等について常に糞等の付着が全くないことが理想的であるが、家畜の飼養管理においては、これを完全に防ぐことは困難であるので、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえた上で、より清潔な状態を確保するために必要な措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

以上でございます。

○柏崎小委員長

これについてはいかがでしょうか。

また後で議論することもあるかと思いますが、特に今御発言等ございましたら。

よろしいですか。

では次お願いします。

○山本係長

次は(3)になります。

「二 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。」について。

この規定は、農場又は畜舎間の人の移動が家畜の伝染性疾病の主要な経路とされていることから、家畜の所有者が畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、長靴の消毒等により、病原体の侵入及び蔓延を防ぐことを目的としている。

基準の一において、作業衣、作業靴等を清潔に保つことが規定されているが、畜舎に立ち入る場合には、こうした措置に加え、消毒等の措置をとる必要がある。また、飼養管理に用いる器具等については、原則として当該畜舎専用のものを用いるべきであるが、畜舎外から持ち込む必要がある場合には、これらについても同様に消毒等の必要な措置をとる必要がある。消毒等の実施に当たっては、畜舎の出入口部分に踏み込み消毒槽及び手指消毒槽を設置するか、作業衣、長靴等を交換することが望ましい。

特に、他の農場で家畜の糞、尿、唾液、乳等に接触したおそれのある者は、畜舎への立ち入りを認めないことが望ましいが、必要があってこれを認める場合は、本規定に基づいて手指、作業衣、長靴の消毒等を徹底することにより病原体の侵入を防ぐ必要がある。

さらに、他の家畜飼養農場の敷地内を走行した車両を介して家畜の伝染性疾病の病原体が農場へ侵入することを防止するため、車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒することが望ましい。この場合、他の農場の土壌等が付着しているおそれのあるタイヤ、泥よけ等に対し消毒を行う必要がある。

車両の消毒の方法としては、車両消毒槽を利用した方法、噴霧器により消毒液を噴霧する方法等が考えられるが、家畜の種類、飼養形態、農場の規模、畜舎の構造、車両の種類、出入りの頻度等を勘案し、適切な方法を採用することが望ましい。

後半の車両の部分は基準本体に明示はございませんが、2号の基準の指導の一環としてこうしたことについても指導していくことが望ましいことを明示したものでございます。以上でございます。

#### ○柏崎小委員長

ありがとうございました。

これについて御意見等がございましたら。

確かに基準（案）では車両の消毒については記載されておられません、その辺も含めまして何でも結構です。入れるべきであるとか、こういうことでよろしいとか、何か御意見。

また後で検討の時間がございますので、その辺、留意していただきたいと思えます。

では次をお願いします。

#### ○山本係長

(4) でございます。

「三 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。」について。

この規定は、家畜の伝染性疾病の中には、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の昆虫に感染し、又は付着することにより侵入、拡大するものもあることから、この経路を遮断することを目的としている。

このためには、畜舎の破損部位を修繕するとともに、開口部にネット等を設けることによりこれらの畜舎内への侵入を防止し、また、ねずみ及びはえ、蚊等については、農場内に定着している場合など、必要に応じてこれらを駆除することが必要である。

一方、家畜の飼養形態は極めて多様であり、畜舎内で飼養されない場合もあることから、飼養状況に応じこれらの措置に努めることが適当である。したがって、本規定に係る助言等に当たって

は、家畜の種類及び用途等を踏まえ、改善すべきと考えられる措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

以上でございます。

○柏崎小委員長

ありがとうございました。  
これについて御意見。

○酒井委員

細かいことなのですが、言葉の統一ということで、4行目のところでは「はえ、蚊等の害虫」と書いてあるんですが、その後は「昆虫」となっている。本体の基準の方も「害虫」となっていますので、「害虫」に統一されたいかがかと思います。

○柏崎小委員長

ありがとうございます。  
そのほかにございませんでしょうか。  
では次お願いします。

○山本係長

では(5)に進ませていただきます。

「四 家畜又はねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に務めること。」について。

この規定は、家畜やねずみ、野鳥等の野生動物の糞、尿、唾液等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが家畜の飼料又は水に混入することで家畜への感染源となることから、この経路を遮断することを目的としている。

家畜に給与する飼料の安全性を確保するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律が定められており、同法に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において、「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は、使用してはならない。」とされているところである。しかしながら、家畜伝染病の発生を予防する観点からは、病原微生物に汚染している疑いが明らかでない場合であっても、家畜又は野生動物の糞等が混入することは望ましくないことから、基準においてこれらの混入のない清浄な飼料の給与に努めることを規定するものである。

また、家畜伝染病の発生を予防し生産物の安全を確保する観点から、家畜に給与する水については、飲用に適した清浄なものを給与することが望ましい。

一方、家畜の飼養形態は極めて多様であり、畜舎内で飼養されない場合もあることから、飼養状況に応じこれらの措置に努めることが適当である。したがって、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえ、改善すべきと考えられる措



置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

以上でございます。

○柏崎小委員長

ありがとうございました。

これについては御意見ございませんでしょうか。

この条文について、おかしい表現等、何でも結構ですから、御意見があれば。

○酒井委員

非常に小さいことで、15ページの上から5行目、「家畜又は野生動物の糞等が混入することは望ましくないことから」というのは、糞だけじゃなくて尿もあって、尿も入れておいてもいいのかなという気がするんですけど。前のページの細かいことは必要ないと思うんですけども、糞、尿ぐらいいは入れておいた方がよろしいのではないかと思うんですが。

○柏崎小委員長

「糞尿等」という表現の方がよろしいということですね。

ありがとうございました。

そのほかにございませんでしょうか。

では次お願いします。

○山本係長

(6) でございます。

「五 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。」について。

この規定は、家畜の疾病の早期発見により、初期段階における適切な治療と早期回復を通じ、常に飼養する家畜の健康を保ち、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るとともに、伝染性疾病の早期発見を通じて適切に蔓延防止を図ることにより、畜産の振興と安全な畜産物の供給を図ることを目的としている。このため、通常の飼養管理の中で、常に家畜の健康状態に注意を払い、何らかの異常が認められた際には遅滞なく獣医師の診療を受けることが極めて重要である。

また、健康管理に当たっては、獣医師の診療を受けるべき異常を早期に把握する観点から、伝染性疾病を含む家畜疾病ごとの異常の傾向について、家畜の所有者が必要な知識を備えることが極めて重要であり、基準の九にもその旨が規定されている。また、「その他必要な場合」とは、家畜の衛生管理の方法に不明な点があった場合等を想定しており、こうした場合にも積極的に獣医師の指導を受けるべきであることを規定している。

本規定の遵守を確保する観点から、家畜の診療を行った獣医師

は、その都度、当該家畜の所有者がいつから異常を把握していたか確認し、異常を認めてから診療を求めるまでに正当な理由なく時間を要している場合には、当該事例を反復することのないよう、必要な助言及び指導を行うことが望ましい。

以上でございます。

○柏崎小委員長

ありがとうございました。

これは家畜衛生管理における獣医師の関与が非常に大切だということをおっしゃったところでございます。これについて御意見等がございましたら。

よろしゅうございますか。こういうニュアンスは第1回では出てこなかったところだと思えますが、獣医師の関与ということがかなり強調されたのではないかと思います。

よろしゅうございますか。

では次お願いします。

○山本係長

(7) でございます。

「六 家畜を健康に異常を生じることのないような適切な飼養密度で飼養すること。」について。

この規定は、単一の飼養区画に複数の家畜を過大な飼養密度で飼養した場合、家畜が過大なストレスを受けること、同居する家畜との接触の機会が増加すること等により、伝染性疾病を含む疾病の発生を誘因することを防止することを目的としている。

基準の目的は家畜の伝染性疾病の発生予防であるから、ここでいう「適切な」は、一定の飼養密度を定めて当該飼養密度で飼養することを推奨するものではなく、過大な飼養密度により、呼吸器病の発生が多発するなどの、健康異常を惹起しないように飼養することを示している。このため、飼養密度が過大であることと、家畜の健康に異常が認められることに、何らかの関連が想定される場合、これを改善するように適切に助言等を行う必要がある。

また、適切な飼養密度は畜種ごとに一律に定められるものではなく、温度、湿度及び換気の状態等により異なることから、家畜の所有者に対し、基準の五の規定に従い日常の健康管理に努める中で、適切な飼養密度を把握するよう助言等を行う必要がある。

以上でございます。

○柏崎小委員長

これは飼育密度についてですね。非常に病気の発生と関連が深いところをきちんと指導要綱に定めたということでございます。何か御意見ございませんでしょうか。指導上もうちょっとこういうことが欲しいということでも結構です。

○酒井委員

私、法律用語は詳しくありませんけれども、六の言葉の流れがどうもじっくりこないと思うんです。まず一つは、「家畜を健康に異常」というのは、「家畜の健康に異常」となるんじゃないかなと思うんです。それから、その後に「ないような適切な」と、「な」「な」になりますので、「ないように適切な飼養密度」という方が我々は受け入れやすいんですが、いかがでしょう。

○山本係長

これはほかの法律の条文との関係もありますので、専門家と検討させていただきます。

○酒井委員

検討していただければと思います。

○柏崎小委員長

ありがとうございました。  
そのほかにございませんか。

○酒井委員

それから、飼育密度は非常に難しい問題なんですけど、文章としてはこの程度じゃないかなと思います。これ以上細かくはできない。私の意見です。

○柏崎小委員長

ありがとうございます。  
そのほかにご意見ございますでしょうか。

○矢野委員

Q & Aのところで、鳥でも豚でも、例えば平米当たりこれ以上飼うと、事例が幾つかあると思うんで、そういうところを出すと生産者の方はわかりやすいですね。これは一つの案ですが。

○柏崎小委員長

それは心得て指導をするべきだと思います。  
そのほかにございますでしょうか。  
なかったら次お願いします。

○山本係長

では(8)に進ませていただきます。

「七 家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。」について。

この規定は、家畜の移動が、家畜の伝染性疾患の主要な伝播経路の一つとされていることから、可能な限り家畜の伝染性疾患の病原体を伝播するリスクの低い状態で家畜を移動させるための管理体制を整備していくことを目的としている。

本規定は、家畜を出荷する場合と導入する場合の双方に適用する。

こちらは誤りで、導入は後で出てまいりますので、「家畜を出荷する場合」です。

家畜を出荷する場合に適用され、「他の農場等」には、と畜場、食鳥処理場等を含み、これらの施設に家畜を出荷する場合にも本規定が適用されることとなる。

本規定において「健康状態を確認すること」というのは、獣医学的知見に基づき健康である旨の診断を行うことではなく、その家畜の所有者が日常の飼養管理で得られる通常の家畜の状態に照らして、これと異なることがないことを確認することを指し、必要に応じて、血清学的検査等を実施することも含む。なお、異常が認められた場合には、基準の五に規定されているとおり、獣医師の診療を求める必要がある。

途中に導入の規定がありました。導入は次の条文に改めて規定しておりますので、導入は除きたいと思っております。

○柏崎小委員長

例えば16ページが一番下の行は、「家畜を出荷する場合に適用され」と訂正になりますね。

○山本係長

はい。

○柏崎小委員長

これについて御意見等ございましたら。

また後で討議願いたいと思っておりますが、指導方針はこれでよろしいでしょうか。

では次お願いします。

○山本係長

次は導入に係る部分でございますが、

「八 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。」について。

この規定は、出荷者側の伝染性疾患の病原体を伝播するリスクの低い状態で家畜を移動させるための取り組みとして、基準の七が規定されているが、出荷時に疾病の潜伏期にある場合等、出荷時の検査のみで家畜の異常を確認することは困難であることから、導入者側においても同様に家畜に異常がないことを確認することを目的としている。この際、導入した家畜の健康状態が確認されるまでの間は、万一の場合に当該家畜から他の飼養家畜に感染が拡大するのを防止するため、相互に接触させないように飼養する必要がある。具体的には、隔離舎を利用するかオールインオールアウトを実施することが望ましいが、少なくとも、独立した飼養区画の利用、隔壁の設置等の措置が必要である。また、この

間は飼養に用いる器具等についても、専用のもを用意するか、兼用とする場合には消毒等を徹底するべきであり、導入家畜に係る作業を最後にする等の配慮も重要である。

本規定における「他の農場等」及び「健康状態を確認すること」とは、基準の七に準ずるものとする。異常がないことを確認するまでに必要な期間は、導入した家畜の種類、性別、年齢等によって異なると考えられるが、少なくとも、輸送によるストレス等の影響が排除され、当該家畜の本来の健康状態が把握できると考えられるまでをその目安と考えるべきである。なお、異常が認められた場合には、基準の五に規定されているとおり、獣医師の診療を求める必要がある。

以上でございます。

○柏崎小委員長

ありがとうございました。

これについて御意見等ございましたら。家畜の導入に際しての基準でございます。

○齋藤委員

前に移っちゃうんですけど、前のところで「移動」という言葉を使って、ここで「導入」という言葉が入ってくるんですけども、言葉のバランスとしてはどうなんでしょう。七のところで「他の農場等に移動」と。出荷というか、出ることと、「導入」という言葉と、対照というか。問題なければいいんですけど。

○柏崎小委員長

そうですね。

○山本係長

移動の部分については、移動させることは家畜を持っている側しかできないものですから、出荷に当たることを「移動」と表現したつもりだったんですが、「出荷」という言葉で書きかえられるかどうか、検討してみたいと思います。

○柏崎小委員長

では、そういうことで御検討をお願いします。

そのほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

では次をお願いします。

○山本係長

18ページでございます。

「九 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識及び疾患の発生の予防に必要な技術の習得に努めること。」について。

この規定は、家畜の所有者が、家畜の伝染性疾患の予防に関する知識あるいは衛生管理に当たって具体的に活用できる技術の習

得に積極的に努めることにより、衛生管理の向上を図ることを目的とするものである。

基準は、家畜の所有者のすべてが最低限守るべき衛生管理の方法について規定したものであるが、多種多様な飼養形態の家畜の所有者を対象にその達成に当たって実施すべき具体的な措置を一律数値化する等により詳細に規定することは現実的でない。このため、家畜の所有者が適切に基準を遵守し、農場の現状に応じた衛生管理の向上を図る上で、家畜の所有者が必要な知識と技術の習得を図っていくことが極めて重要であり、国及び都道府県等はそのための助言及び指導を行うことが必要である。

なお、家畜の所有者は、必要な知識及び技術の習得に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

アとしまして、家畜の飼養管理に当たっては、家畜伝染病予防法に加え、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく……、飼料安全法と言っているものでございます。と、薬事法に基づく動物用医薬品の使用の規制に関する省令、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、家畜排せつ物法と言っているものですが、また、牛については牛海綿状脳症対策特別措置法及び、トレーサビリティの関係で牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、関係法律が家畜の飼養に関してありますので、これらを遵守する必要がある。

次にイとしまして、家畜の衛生管理については、家畜の生産段階における衛生管理ガイドラインにおいてHACCP（危害分析重要管理点）方式に基づく畜種ごとの具体的な衛生管理の方法について示されており、本基準の遵守の徹底からも極めて重要であること。特に、家畜の飼養密度を適正に保つこと等、飼養衛生管理基準に掲げられていないものについても、家畜の伝染性疾病の発生を予防する観点から有用であること。

以上でございます。

#### ○柏崎小委員長

ありがとうございました。

ただいま、指導指針について全文読み上げていただいたわけでございます。途中御意見をいただいたところもございますが、全体を通して指導要綱について御意見等がございましたら。

#### ○林委員

17ページですが、(9)の導入する側から見ての疾病防止なんですけれども、種畜を販売するときの種畜業者の義務というところでの規定というのは既にあるんでしょうか。

というのは、例えば隔離舎とか、オールインオールアウトとか、隔壁があればとかいうことなんですけど、現実の話、病気を持った種畜が来ると非常に危険なわけですね。今までも特定の種畜業者から病気が蔓延したという例もあると思うんですが、種畜を出す側の基準みたいなものは既にあるんでしょうか。

#### ○柏崎小委員長

これは、家畜生産は原則として生産ピラミッドで生産されていますよという御発言だと思うんですが、最初にはG G P、擁するに育種の遺伝プールの家畜がいて、それで家畜改良がされる。それがG P農場ですね。素豚とか種鶏を生産するところですね。それがコマーシャル、末端に流れてきて具体的な生産活動が行われるというのが家畜生産の実態ですね。林委員がおっしゃるのは、底辺のことはよく書かれているけれども、生産ピラミッドの上の方の基準が不明確ではないか。

○林委員

そうですね。ピラミッドの上位の方が、例えば半年に1度は決められた検査を受けるとか、そういうものがあると、産業全体として非常に疾病予防が有効に働いてくるんじゃないかと思うんですけど。

○柏崎小委員長

これは家畜改良増殖法とかいろいろなところで縛りはあると思うんですけれども。

○小倉課長補佐

おっしゃっているのは種畜そのものの移動ですね。例えば養豚の世界でいうと、素豚とか、その上の豚の移動の話がされているんですか。精液とか人工授精を介して広がるとかそういうことではなくて。

○林委員

そういうことも含めてですけど、種畜というだけじゃなくて、子豚、肥育素豚みたいな、大量の豚の移動というものもあるかもしれませんが、私が言っているのは肥育素豚とかいうんじゃなくて、種畜業者ですね。特に輸入なんかして種畜を導入しているところが一緒に病気も持ち込んで、病気まで普及しちゃうというか。

○三瀬委員

素人で大変申しわけないんですけど、農場に入ってくる車両まで消毒をするということで、企業の方たちが日常的にやってくれるのかどうかと感ずるんですけど、いろいろ議論された結果だろうと思いますから、それはそれでいいんだろうと思うんですけど、もちろんやった方がいいんでしょうけれど、膨大な消毒剤を使わなければならなくなるし、どれだけリスクが下がるかという問題もある。日常的に使う消毒剤ではウイルスを抑えられないものも結構多いと思うんですけど、そういうところはどうお考えでしょうか。

現実的でないことを決めてしまうとかえってまずいのではないかなと思って言っているので、別に緩めようとか、ルーズにしてくださいというつもりは全然ないんですが。

○山本係長

車両の消毒については、先ほどちょっと触れさせていただきま

したが、基準の本体に盛り込んで、車両の消毒をしなければ例えば罰則がかかるとかするのは、おっしゃるとおり現状においては難しい部分があるだろうと思っておりまして、基準の方では畜舎とか器具の清掃、消毒をしてくれと規定をしまして、行政として指導の一環として車両の消毒なんかもいいですよとお勧めしていく、指導していくということで位置づけております。車両の消毒については基準に盛り込むということではなくて、行政として指導の一環に盛り込んでいくということで考えております。

#### ○柏崎小委員長

この基準で、三瀬委員がおっしゃったように、投資しないとどうにもならない農場が現実としてはあるんですね。ところが、林委員がいらっしゃいますから詳しいことは追加願いたいと思うんですが、例えば豚を1,000頭ぐらい稼働させている農場というのがざらにあるわけです。コマーシャル農場の場合は生産物、肉豚の出荷があるわけです。1,000頭持っているとならば1日50頭ぐらいの出荷割合になってきますよね。大体2万頭ぐらいの肉豚が出荷されますから。そうすると、えさを毎日運び入れる、あるいは毎日トラックでと畜場に豚を運び出す。飼料でもいろいろな農場を回って置いていきますから、ここには余り書いてないんですけども、実態としては車両が病原体を広げてしまうリスクは僕は高いように感じるんです。ですから指導要綱の中ではこういうふうに読んでいただきたいということでわざわざ書かれたんだと思いますが、その辺、林さんが詳しいところで。

#### ○林委員

養豚場に病気を持ち込む場合は、と畜場からトラックが持ち込む確率が非常に高いんですね。生産者はと畜場へ行ったトラックが農場に帰ってくる時には相当気を使っているんじゃないでしょうか。洗浄、消毒。既にトラックを洗う設備はほとんどのと畜場が持っていますし、洗ったトラックをと畜場の出口で消毒する装置もほとんどついていると思います。

#### ○三瀬委員

よくわかりました。どうもありがとうございました。

#### ○矢野委員

鶏、豚は理解できるんですけど、牛は、酪農にしる肉牛にしる、余りやられてないんで、こう出てくると、牛の業者までこういうことをやるんですかねということになる。

#### ○柏崎小委員長

ですから、基準の中には車両消毒という表現はされていないんですが、指導としてはそういうことも織り込んで指導してくださいという指導要綱になっているわけですね。その辺はどうなんでしょうか。事務局として御意見がございましたら。

#### ○山本係長

そういう部分では、肉牛の方は、出荷、入荷を含めて出入りの



頻度とかを考えてもほかの畜産形態とは随分違う、少ないと思いますし、車両消毒槽まで備えているかということ、そういう実態ではないと考えております。指導する側としてもそこは踏まえた形で指導しましょうということで今回の通知の中でも触れておりますので、そういったバリエーションの中で、できることを適切にやっていくという姿勢が大事なかと考えております。

#### ○柏崎小委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から資料について説明がありまして、いろいろ御意見をいただいたわけです。9ページに具体的な基準（案）が示されております。その前のページが前回御検討いただいた、第一次案と申しますか、先ほど事務局から御説明がありましたように、今回示された案は、中身は共通しておりますけれども、細かい点まで踏み込んだ基準（案）となっております。これは、その間にインフルエンザ等の発生がありまして、現場対応で新たに気づいた点が多々あったと聞いておりますが、その辺も考慮して新しい基準（案）をお示ししているかと思っておりますが、その辺も含めまして忌憚のない御意見をいただければと思います。

一から九まで、かなり細かな中身になっておりますが、これについて御意見をどんどん出していただきたいと思っております。

#### ○杉崎課長補佐

先ほど林委員からございました種畜を出す時の話ですが、確かに健康な種畜を出さなければならないという規定なり基準は今はないと思いますけれども、今回の条項の七の、家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が病原体を広げることを防止するために健康状態を確認して出さなさいよ、というのがその位置づけになるんですね。これをきちんと運用すればそこはカバーできると期待できるのではないかなと思っております。

動物検疫の場合は、検疫をやって健康を観察して問題ないものを解放するという仕組みにはなっておりますけれども、御案内のとおり慢性疾病の場合は潜伏期があって、所定の係留期間の中では見つけれない病気というのがどうしてもあります。それを受け入れた側で隔離してしばらく様子を見るというのは重要なことですし、既にやっぺらっしやる農家もあると思いますが、できないところはこれからでもやっていく必要があると思っております。出す側もちろん、何も考えずに出荷するんじゃなくて、それを業としているのであれば健康なものを出すという責任を担っているということをこれでもって認識していただくという趣旨で、あえて分けて書いたということでございます。

#### ○林委員

ヨーロッパなどでオーエスキーを撲滅する際に、ピラミッドの上部の種豚生産者の衛生基準を非常に厳しくチェックして、それで全体を清浄化したという事実があるので、七にある「移動させるための管理体制を整備」の中に入ってくるのかもしれないですけれども、定期的な健康検査というものを今後つくっていくと効果が上がるんじゃないかと思っております。

### ○山本係長

種畜について家畜改良増殖の観点から、林委員がおっしゃるようなリスクがあるので、家畜改良増殖法で、ちゃんと衛生検査を受けて陰性が確認されることという規定があり、これにより、一般的な条件ではありますけれども、一応担保されていると考えております。また、今オーエスキー病の話がありましたが、家畜の流通が個別疾病対策の中でも非常に重要な位置を示しており、牛であればヨーネ病とか、豚であればオーエスキー病といった国内に既に存在する疾病について、家畜の移動が非常に重要な働きをしているというのは事実ですので、それぞれの病気の清浄化を図っていきなさいよという観点から、それぞれの疾病の清浄化の手法の中で必要な規定を設けていきたいと思っております。

### ○柏崎小委員長

そのほかにございませんでしょうか。

何度も言うようですが、インフルエンザの発生がありまして、かなりその辺の考えが入っているように読み取れるんですが、9ページが今回提案された管理基準（案）でございますけれども、例えば三ですね。開口部があったらそこへネットを張ってやりなさい。これはまさしくインフルエンザから生まれたアイデアだと思うんですね。

余談になりますが、時間がありますので一くさり言いますと、葉物の野菜でべた掛け農法って、たしか沖縄で生まれた農法だと思うんですが、物理的防除法として菜っ葉を食う虫を寄せさせないために網をかぶせるんですね。それがべた掛け農法として、立派な技術として定着しているわけですがけれども、最近養鶏農家が、私はべた掛け養鶏に変わりました。何のことはない、鶏舎に網をかぶせているんですね。今まで葉物にかぶせていた網が飛ぶように売れている。野菜畑に売れているんじゃなくて養鶏場にどんどん売れているという状況で、生産者は大変苦労しているなと、私、この間田舎に行きまして、そんな実感を受けました。

こういうのは典型的なインフルエンザの経験から出た例だと思えますけど、そのほかにも御意見等ございましたら。

前は、これは非常に重い基準でございますので、余り細かいところは、例えば飼育密度ですね、慎重に基準（案）をつくっていくべきだという御意見が多かったように感じられますが、今回はかなり踏み込んだ。

### ○酒井委員

前に送っていただいてからすごく悩んでいて、いい文章が浮かばないんですが、7番で、出荷をする際の健康確認。言葉としては「家畜の健康状態を確認すること」というんですが、もう少し突っ込んだ、積極的な対応が必要なのかな。健康状態を確認するだけでなしに。基本的には健康に異常があるものは出荷しないというのがベースかなと思うんですがけれども、そうすると「健康状態を確認すること」というのは、もう一つ踏み込んだ文章の方がいいのかなという気がするんです。いかがでしょう。

### ○山本係長

ここは事務局でも非常に悩んだところなのですが、一つは、家畜経営の中で「出荷」という概念の中に廃用といったものも入ってきております。そうするとどうでしょうかということになるんですけども、ここであえて「健康状態を確認する」という言葉にとどめておりますのは、別途、5番の条文で、家畜の健康管理に努め、異常が認められたら獣医さんの診療を求めてください、専門家の目を通してくださいよと規定してやることで、出荷に適さないような、伝染性疾病の兆候があるとかいう場合には獣医さんの目を通す中で発見されていくだろうというもろみがございまして、あわせわざでございまして、こちらについては出荷時に健康状態を確認ということで書いております。

○酒井委員

そのことはよくわかるんですね。そうすると、五号も含めて、廃用認定とかいうのは獣医さんが実際に確認するわけですから、それに対応できると思うんです。ここでは「病原体が広がるのを防止するため」という前段の文章があるので、健康に異常が生じていないことを確認するぐらいのことだとさらにいいのかな。「健康状態を確認する」というのはどの範疇を考えたらいいか、悩ましいところがある。

○柏崎小委員長

確かにそうですね。

○杉崎課長補佐

では、より前向きな……。

○酒井委員

「病原体が広がるのを防止するため」という文章がなければ、事務局のお話で理解できると思うんですが、「病原体」があるために私は非常にこだわる。(笑声)

○小倉課長補佐

先ほど林委員が言われたのと同じで、畜種とか病気とかで、確認って何なんだというのは随分変わってきちゃうんですね。例えば豚でいうオーエスキー病あたりで、抗体検査も何もないみたいな状態で健康だったから売りましたというんじゃ許されないでしょうし、では牛で抗体検査しなければ売っちゃいかんのかといったらそんなこともないでしょうし、先ほど事務局から説明させていただいた17ページの説明みたいなものになるのかな。おっしゃることをまとめるとこういう言葉になるという。

○柏崎小委員長

私は表現するとこれが限度かなという感じがするんですね。個別具体的なやつは個別の病気についての指導になってしまうのかな。これは鶏から馬、あるいは牛まで含めた全体の、家畜を飼う場合の基本的な基準と申しますか、そのように受けとめれば、個別具体的な病気の拡散というのは、また別の話になってしまうのかなという感じがしますけれども。

僕がこういう基準が重要だと思ふ背景は、今、家畜生産の規模がどんどん大きくなってきております。生産者の意識が、家畜を単なる生産手段のように考えて、家畜というのは生き物でありますし、食料生産という重要な働きをするわけで、家畜はいわば公共物なんです。そういう公共物が野放しになってしまいますと、善良な農家に迷惑がかかってしまう。公共物としての役割をきちんと果たすためには、最低限この基準が遵守されるべきだろう。そういう背景があって、今まではそういう考え方がなかったですから、こういう基準で飼養管理をアップしていこうというフィロソフィーがこの中には入っているのかな。

という観点から見ますと、これは家畜を飼うための最低の基準を示したもので、個別具体的な要求についていえば、病原体の検査、抗体検査、いろいろなことが入ってくるかと思いますが、その基礎になる基準（案）かなという考えを私は持っているんですけど、先生方、いろいろ考え方がおありでしょうから、ここで討論していただければと思います。

#### ○栗本衛生管理課長

先ほどの林委員からの御意見、酒井委員の御意見もそうなんですけど、個別疾病ごとのマニュアルのようなものは別途、整備を今後やっていかなければいけない問題である。そういう中で個別の疾病ごとに、健康状態の確認というのはどこまでやるのか、書き込む必要があるところは書き込まなければいけないと思います。そういうものをつくって、それで判断してもらおうんだということとQ&Aなんかには書き込んでいく、そんなことは検討してみたいと思います。

#### ○柏崎小委員長

そのほか、どんどん御意見いただければと思います。

#### ○谷口委員

「適切な飼養密度」という論議のときにあったのかもしれませんが、飼養環境とかそういうものはほかの法律で決められているから、特に伝染病の蔓延とか発生源とかいう観点からは考えなくてもいいということでしょうか。

例えば敷料とか、どういう飼い方をしているかとか。多様な飼い方をしているところがあるかと思うんですが、そういった中でいろいろな病気が起こってきて家畜伝染病なんかの問題が出たりということがあると思うんですけど。

#### ○山本係長

こちらにつきましては、まず飼養衛生管理基準の位置づけが家畜伝染病の発生予防ということで規定されております。当然、よい飼い方とかいうことはございまして、例えば動物の愛護に関する法律等では、適切に水を上げなさいとか、風通しをよくしなさいみたいなことがあるんですが、そこまでは踏み込みにくいかなという思いもありまして、一般的な飼い方については1番で、「畜舎及び器具の清掃や消毒」とか「家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つ」ということが家畜の伝染病という観点からいえば

よい飼い方の根本なのかなと考えて規定をしております。

○柏崎小委員長

そのほかにございませんでしょうか。

例えば飼料を介して病原体が広がるということは非常に重要なファクターなんですけれども、ここで書かれているのは、飼料を糞便等で汚染するな、きれいなものを食べろという思想ですね。ところが口蹄疫の際に問題になったのは、輸入稲わらが危なかったのではないかという議論がされた経緯があるわけですが、そういったものは糞尿で汚染されない清浄なという意味とは全く違うと思うんですが、その辺は別途担保されている。

○小倉課長補佐

先ほど説明したとおり、飼料安全法という法律で、きれいなものが流通している、大丈夫なものが流通しているという。

○柏崎小委員長

わらはどうなんですか。

○小倉課長補佐

わらもそうです。（笑声）

○柏崎小委員長

そういうのはここでは触れなくても。

○小倉課長補佐

あとは飼養者の基準になるので、飼う側で対応すれば。

○山本係長

そういう意味では、通知の中でも触れているんですが、飼料安全法が家畜の病原体が入っちゃいけないとか、毒性のあるものが入っちゃいけないとか規定しているんですが、より踏み込んだ形で、そもそも野生動物の糞とか野鳥の糞とかが入っちゃいけないよと規定するようなプラスアルファという、位置づけのものでございます。

○杉崎課長補佐

口蹄疫対策としては、今は検疫で担保しているということに尽きるんですね。わらについては動物検疫で担保しています。BSE対策は飼料安全法で、フィードバンはことごとく飼料安全法でつぶしているんですね。肉骨粉のえさ利用なり、動物性蛋白の牛えさ、反芻動物のえさに対するフィードバンはそちらで設定しているので、理屈上は世の中に出回っていて、通常、農家が食べさせるえさはそこまでのリスクはないと。

○柏崎小委員長

そのほかにございませんでしょうか。

○小倉課長補佐

事務局から案を出していてこういうことを言うとしかれそうですが、先ほど飼養密度の話があって、一つはストレスというのが悪影響としてあって、あと接触みたいな話を書いてあるんですけど、先ほど谷口委員もおっしゃって気になったんですけど、換気とか、飼養環境は幾つか要素があると思うんですけど、まさしくこの目的である伝染病予防上大事な要素というのは大体これで網羅されていると思っていいんですか。飼養密度の話と、もしかしたらストレスもあるし、換気というか、清浄な空気というか、空気が汚れて余り条件がよくない、強制換気みたいなことをしないとうまくいかないみたいなことも含めているのかもしれないんですけど、その辺の書き込みが十分なかどうか。

○柏崎小委員長

これは第一次案にはなくて、第1回小委員会で追加された事項ではあるんですね。その辺、酒井先生、御意見ございましたら。

○酒井委員

換気回数なんかは飼育密度の算出に関係してきますので、「飼育密度」と言えば僕はすべて含んでいいかなという気がします。ここは、委員長が言われたように総論的なもので、精神を反映しておけばいい。もし必要なら、個別のものは指導の中で対応すればいいのかな。ストレス要因としては飼育密度というのが大きく挙がってきていますけれども、それを構成するものには換気回数とか、床の状況とか、いろいろなファクターが入ってきますので、「飼育密度」と表現してもいいんじゃないかなと私は思います。

○柏崎小委員長

谷口委員、それで。

○谷口委員

環境関連のそれが入っていればいいかなと思うんですけど、単に飼育密度だけでは、一般の飼い方という意味ではちょっと厳しいかな。やっぱり家畜というのは、動物愛護法とか、こういった観点からしますと、好ましい飼養環境下で飼っていくということが最終的な安心・安全につながるのではないかというところもありますので、これで読めるようであれば特に異論はありません。

○柏崎小委員長

そのほかにございませんでしょうか。

この基準（案）、一字一句このままでよろしいという感じですかね。

三瀬委員から、林委員もおっしゃったことなんですけど、車両の消毒ですね。ここにはあえて入れてないんですね。この背景には、今の生産の実態を勘案して、そういう文言は入れられない状況が一部の農家にあるということで入れなかったか、いろいろ事務局の方で議論があったと思うんですけど、リスクファクターとしては車両というのが、林委員もおっしゃっていたように一番重要なことかなという感じがするんですね。今の大型化した生産実態

を見ますとね。それをあえて入れなかったということについて、多分これもパブリックコメントをやると思うんですけども、そういうことが入ってないじゃないか。指導要綱でちゃんと入っていますよという答えになるかと思えますけれども、ここに入れなくてよろしいかどうか。どうでしょうかね。

これは前は入っていて、いろいろ事情があって抜いたということ。

#### ○林委員

どういうことで抜いたんですって。

#### ○柏崎小委員長

できない。金がかかるということもファクターの一つ。そういう施設がないとできないんじゃないか。新たな投資を強いる場面が生産現場では見られるということ配慮して、これを基準の中に入れてしまうのは、今の状況では一部の生産農家については無理があるのではないかという御意見があった記憶があります。

#### ○小倉課長補佐

それは先ほど事務局から説明があったんですが、指針にあるとおりで、飼養形態は畜種によって、先ほど林委員が言われたようなと畜場の中を毎日のように走り回って帰ってくるみたいなことは、酪農の場合だと事故でもあってやむを得ず出荷したようなときで、月に1回とか、半年に何遍か行って帰ってくるぐらいの話しかなくて、通常であればえさ屋さんが来てえさをおろしていく、集乳車がちょっと寄っていくぐらいの話で、随分持ち込まれるリスクというのは差があるのかなという気がして、「他の家畜飼養農場の敷地内を走行した車両を介して」と断りを入れています。一般の酪農家さんでも牛屋さんでも同じかもしれません。そういうところへ行ったときはちゃんと消毒しなさいよとなるんだと思うんですね。それでも施設がなかったらしょうがない、いいですよというわけにはいかないのかなという気がするんですけど、何でもかんでも来た車は全部消毒というのも現実的ではないですし、その辺の書き分けはしないといけないのかもしれない。そういう意味でいうと省令の中に書き込むのはしんどいかなと。

#### ○谷口委員

現実論としては、確かに対応できないところはあるんですけども、病気の拡散、発生を防ぐという衛生的な管理からすると、車両が伝播源になる、拡散のもとになっていることも多いと思うんですね。書くことと書かないことの是非を考えていくと、現実にはやっているところも、やらなくてもいいんだということになりかねない。これから規模が拡大していくと、このあたりの位置づけというのは非常に難しいなという気がするんですね。確かに現実的に対応が無理だというのはあるかと思うんですけども、そういうところも徐々に認識を高めていくということも、こういう産業に参画する以上はあってもいいのかなという気はするんですが。

### ○三瀬委員

私、最初の会議に出なかったのですが、抜けているところがあったということ、柏崎先生から御説明をいただいてよくわかったんですけど、一つには、栗本課長がいらっしゃると鳥インフルエンザのことばかり頭に入ってきちゃうんですけど（笑声）、通常消毒に使っている塩化ベンザルコニウムとか、クロルヘキシジンとか、そういったのはウイルスが抑えられないときもあるということで質問したので、現実的には林先生なんかは御説明になったことで非常によくわかったんですけど、細菌とかそういったものは抑えるわけですから、可能であれば入れられることは非常にいいことだと思っています。

### ○栗本衛生管理課長

前回の御議論で、この基準が畜種別につくられていけばということも出てきていたような気がするんですけど、全体をまとめた基準となりますと、基準自体はこういう形にさせていただいて、それぞれ飼育形態によってやるべきことはおっしゃるとおり違うと思うので、そこは現場で指導していただくときのQ & Aに書き込む、通知の中にもかなりそこを配慮して書いているつもりではあるんですけども、もう少し具体的に、実際の指導の現場ではそこを考慮してやってもらえるような形で考えてみたいと思うんですが。全体をまとめた基準ということになりますと、やはりこういう形じゃないかと思います。

### ○杉崎課長補佐

最後に罰則がかかる基準になってしまうものですから、例えば牛の小規模な繁殖経営なんかだとほとんど車両消毒なんかないですよ。現実は無理じゃないかという気がしなくもないんですね。田舎でおじいさんが親牛を1頭飼っているようなところで、車両消毒してないから、3回指導してもしてくれないから罰金だと（笑声）。意味がないような気がするんです。最低限、畜舎に出入りするときに手足とか、服を着替えるとか、そういった程度で勘弁してあげるといいますか。

一方、メガファームというような形態、1,000頭も搾っているようなところは、毎日えさ屋も来るし、ミルクカーも来るし、そういうところは当然、重装備の消毒施設が必要ですし、ケース・バイ・ケースなんですね。基準に本当は書きたいんですが、今後改正するときにあれば改正する条項かなという気がするんですね。

### ○齋藤委員

そういう考え方だとすると、3番目の「開口部にネット等の必要な設備を設ける」ということを書くというのはどうなのかな。牛の場合なんかだとフリーストールとか、全体が開放牛舎になってきて、その状態で網をかぶせるのかという問題も出てきますので、今の考え方であればこれは入れられるときつかなという気がするんです。

### ○柏崎小委員長

このネット云々、私も「おや」と思ったんですが、大型動物、



牛等は大体開放型ですよ。ウィンドレスでやれる畜種といえば鶏、豚に限られるわけですが、これはインフルエンザが影響した書き方になっているんですね。屋根が破れたらすぐネットというのは、牛は余り意味のあることではないという感じはするんですけど、この辺を読むと何となく鶏の姿が見えてくる。その辺は私もちょっと違和感があるような感じはしないでもない。

先ほど事務局がおっしゃいました牛の、中山間地帯で二、三頭抱えてやっているというのが今の肉牛生産の実態であります。ところが最近の農水の統計データを見ますと、どんどんそういう農家は減ってきていることは事実なんですね。今後はそういう繁殖農家についても、林委員が指摘したように、繁殖農家から集団飼育場に持っていかれるわけですから、集団飼育場は不特定多数の農家から集合して肥育されるというのが牛の場合は実態ですので、トラブルの原因の一つではあるんですね。ですから小さい農家だから許されるという考え方は是正していかなければならんだろう。小さかろうが大きかろうがレベルを高めていく努力は必要であります。

ただ、具体的に罰則規定ということは、やっぱり事情がありますから、その辺はその場で考えることになるんでしょうけれども、衛生のレベルというのは、そういうレベルの人のステータスが全体のレベルになるわけですね。ですから、そういうのは除外しますよということではなくて、そういう農家のレベルアップを図るためにもこの基準というのは絶対不可欠だという、前向きの考え方と申しますか、そういう考え方でこの基準を運用していただきたいと私は感じるんですけどね。

#### ○杉崎課長補佐

もう一つ、齋藤委員の御発言に対しては、「防止に努めること」になっていまして、こうやって防止しなければならないというふうにはなっていないんですよ。これぐらいが精いっぱいのところかなというところなんですね。

#### ○林委員

ネットのことについても、今回は鶏のことでネットというのが出てきたと思いますが、豚も同じようなことで、今回は豚に来なかったからよかったけど、豚に来たら豚から人に行っちゃうわけで、とんでもないことになるところだったんですけども、豚にもネットを張って畜舎にカラスとか野鳥が入らないようにするのは当然の方向になると思います。そういう観点で考えれば車両も最低の基準として、頻度は別として、消毒するものだという事は設けておいた方がいいんじゃないかと思うんですね。毎日消毒するのか、1週間か1カ月か、それは規模に応じてでしょうけど、大事なことが抜けちゃっているということは、最低の基準としてぜひ入れたいところだと思いますが。

#### ○山本係長

では車両の消毒についてもネットと同じような形で、「努めること」という形で掲載した方がよろしいですね。

○柏崎小委員長

と思いますが、具体的にどこに入るようになるんですかね。

○山本係長

二の前後ですね。一と二の間か、二と三の間かと思いますが。

○柏崎小委員長

僕はネットより車両消毒の方がはるかに重要な感じがするんですね。

○杉崎課長補佐

諸外国の例を見ていると、車両がインフルエンザを運んでいますよね。

○柏崎小委員長

台湾の口蹄疫でも、豚を乗っていた、いないにかかわらず、車両が運んだという説も結構ありますから、ネットより車両消毒の方がインパクトは大きい感じがします。

よろしいですか。

○山本係長

そうしましたら、8ページの第1回の小委員会で提示した「口車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること」とございますが、こちらを、若干修飾する言葉を入れるかもしれませんが、「車両が農場に出入りする際には、当該車両の消毒に努めること」として、二とするか、三とするか、追加することによろしいでしょうか。

○柏崎小委員長

はい。

車両消毒についてはそういう考え方で、入れるということによろしいですね。前回削除したんですが、再度生かすということをやりたいと思います。ありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。

スケジュールによりますと秋までにはというように聞いておりますが、しっかりとしたものをつくっていただかないとパブリックコメントでこれはけしからんという意見が出るかもしれませんので、まだ時間がございますので。

○天野委員

全体的なことで、指導指針ですけれども、都道府県の家畜防疫員が助言・指導し、勧告・命令は知事ということになっていきますけれども、この基準、今いろいろ議論された中では内容的には抽象的な表現におさまっています。そうあるべきだということによろしいかと思うんですが、実際に各都道府県でそれぞれの家畜防疫員が指導していく中ではかなり混乱を招くことは十分予想されます。人によって、家伝法は嚴重にやってきたという従来の精神から、「努めること」はしなければならぬと考える方もいますし、それは少しずつやればよいという方もいる。ここら辺の足並

みをぜひ統一するような形でお願いしたいと思います。

○杉崎課長補佐

全国会議等で指導の意思統一をしていきたいと考えます。

○天野委員

それからもう1点、この管理基準ができたことにより、従来からある薬事法の基準、飼料安全法、BSEの特措法、ほとんどのものが法的に整備されたんだろと感じます。ですから、個々ではなくて統一した形で農家に向かっていかないと、農家はいろいろなものがあってどれをやればいいのか混乱する可能性が強いと思いますので、これだけをぽんと投げかけられても、中小規模の農家は「えっ」という話になると思いますので、総合的な指導が必要かなと思っています。お願いします。

○柏崎小委員長

ありがとうございました。

○杉崎課長補佐

今年度予算を取っておりますので、これができたら、Q&Aとか、飼料安全法のポイントとか、BSE特措法のポイントとかを一つにした指導マニュアルをつくっていききたいと考えております。

○天野委員

実際、生産者に理解してもらわなければ何もならないということで、理解していただく手法が非常に重要ですし、大変な作業になるんだろと思っていますので、ぜひお願いします。

○柏崎小委員長

今の御意見に関連するんですが、この基準の九に生産者もそういったことについて技術の習得に努めることという条文が入っているんですが、確かに今までの生産者のスタンスとしては、特に衛生関係については「指導いただく」という態度だったんですが、最近、私は生産現場の方とお話しする機会が多いんですけども、衛生について、一連の汚染事故がございましてそういうことに気づかれたかもしれませんけれども、非常に積極的になっているということで、こういう時期に基準が出るというのはタイミング的には非常にいいのかなという感じがいたします。

ただ、「習得に努めること」と決まり文句で書いてありますけれども、新しい基準が出たときには、先ほど事務局から御説明があったように、イベントとしてそういう機会を生産者に与えていただくようなことを考えていただけたらなという感じがするんですけど、その辺は難しいですか。

例えば豚ですけども、豚コレラの撲滅作戦計画をやったときに、小倉班長がいらっしゃいますが、あちこちたかれながら全国行脚していただきましたよね。オーエスキーのときもそうだと思いますけれども、これも、先ほど御意見があったように、ある日突然罰則規定です、かかりますよという基準を示されたとき、

かなり生産現場が混乱することは確かなんですね。家畜飼養者に対して事前説明がきちんと行き渡っていないと、指導に当たる県の方はもとより、生産現場が困惑する場面がなきにしもあらずなんです。ですから、これが一人立ちした段階では、当局を初め地方の行政機関も含めて、しっかりとした指導、伝達、現場に届くようにすることを今から考えておかないと混乱するのかなという感じはしないでもないですね。

#### ○丹菊専門官

実は今年度からですが、飼養衛生管理基準の普及啓発ということで、全国段階及び地方段階、地方段階は県庁を中心とした段階と現場レベルで、普及と指導方針について会議、打ち合わせ、実際に農家さんを集めて指導する予算を組んでおります。あと、全国段階の中で普及啓発用のパンフレット作成と、県の方とか実際に指導していただく方の全国的な講習会を仕組んでおりますので、それに基づいて対応したいと考えております。

#### ○柏崎小委員長

私、そういう事実を知らなかったので、どうも失礼しました。

#### ○酒井委員

やはり、絵にかいたもちでなくて生かさなければいけないとなると、行政機関を通して末端の農家に指導すると同時に、もう一つ、生産者組合とか生産者団体を通しての啓蒙普及という二本立てでいかないとどうなのかな。先生がおっしゃったように、生産者は大規模もあるし、本当に子取り生産、一、二頭、あるいは酪農でも自分の代で終わってしまうようなところも生産者は生産者で、格差が大きい。そうすると生産者団体にも強く協力を求める必要があるんじゃないかと思います。

#### ○丹菊専門官

そのあたりにつきましては、県レベルで実施する際に、県の畜産協会さんに委託なり、県の畜産協会が実施主体となって事業を実施できるようにしておりますので、生産者団体さんの活用というか、そういう道を県の中で御相談しながら進めていただければと考えております。

#### ○酒井委員

それから、先ほどの車両のところは、二つに分けるとなると、13ページですか、畜舎に出入りするということで、車両等も含めてお話しを伺ったんですが、ここところが二つに分かれてくるということでしょうか。

#### ○山本係長

はい、そのとおりでございます。

#### ○柏崎小委員長

そのほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、まとめてみますと、飼養管理基準について

は、一から九のうち、一と二の間か二と三の間か、どうなるかわかりませんが、車両消毒について、前回の第一次案のニュアンスのこと、そういうことに努めるという1項を入れるということが第1点でございます。

もう一つは、基準の七とか八で「移動」とか「導入」という言葉が、同じ意味のようであり、ちょっと違っているようなニュアンスがあるんですけども、この辺の言葉の使い方を整理していただくということが出たんですが、その程度でよろしゅうございましょうか。この2点を検討していただきたいということです。

そのほかにございませんでしょうか。

指導指針についても、それに合わせて書き方を変えていただくということが当然伴いますが。

知事あての指導指針について、先ほど逐一御意見をいただいたわけですが、それ以外に全体を通して。

#### ○齋藤委員

18ページのイの一番最後のところですけども、確認ですけども、「特に、家畜の飼養密度を適正に保つこと等、基準に掲げられていない」ということはないですね。間違いですか。

#### ○山本係長

そうですね。これは削除で結構でございます。

#### ○柏崎小委員長

どうもありがとうございます。

そのほかに、全体を通して。

これは、知事あてにこういうのを出して、実際にこれを運用するのは家畜保健衛生所の方が中心になるわけですか。

#### ○山本係長

勧告・命令というのが法律に基づく行為になるんですが、こちらの主体者が都道府県知事となっておりますので、それを前提とした助言・指導については基本的には都道府県が主体になってやることになるかと考えております。ただ、基準そのものは国が定めておりますので、国からも必要な助言をしながら、協力してやっていくことになるかと思っております。

#### ○柏崎小委員長

それにかかわる予算は、先ほど言われたように担保されてますということですね。

その際に、末端、いろいろなレベルの方がいらっしゃいますので、その辺の啓発をよろしく願いますという意見も出ました。

そのほかにございませんでしょうか。指針全体に対して何か御意見ございましたら。

Q&Aの使い道は。説明していただけますか。

#### ○山本係長

まず内容ですが、今御説明差し上げました局長名の指導通知の

内容をかみ砕いて、役所言葉になっておりますので、通常の話言葉にしてお示しするというのが基本的なコンセプトでございます。内容について特に追加をしたようなことはございませんが、飼養衛生管理基準そのものは省令ということで、その条文のみでは中身をつかみにくいということもございます。また、都道府県あての指導通知は、そのままですと実際に基準を守っていただく生産者の方がごらんになりにくい形ですので、生産者の方が直接ごらんになれるような形で作成したものでございまして、今後の取り扱いとしては、農林水産省のホームページ等を活用するか、先ほど申しました普及等のための事業の中で、お一人お一人の生産者の目に触れるような活用をしていきたいと考えております。

○柏崎小委員長

ありがとうございます。

ということでQ & Aがつくられたということでございます。

そのほかございませんでしょうか。

まだ時間は若干ありますが、よろしいですか。

では、この基準については車両の消毒と、導入とか出荷とかいう言葉遣いを整理させていただくということで、事務局でよろしくお願いしたいと思います。そういうまとめでよろしいでしょうか。

○杉崎課長補佐

ありがとうございました。

それでは、今後の作業スケジュールでございますが、今回御意見をいただいた点について当方で修正をさせていただきたいと思っております。修正は車両消毒と字句の部分なものですから、できれば座長と事務方で相談させていただいて進めたいと思っております。

この作業、いろいろなトラブルがあっておくれているので、早めにつくりたいと思っております。できれば7月中には何とか形にしたいと思っている次第でございますので、7月中に消費・安全分科会の家畜衛生部会、この上の部会になりますが、親部会にかけられればと思っている次第でございます。作業を進める中で大きな修正等がございましたら、個々に皆様方に御相談していきたいと思っておりますが、基本的には今回いただいた御意見を踏まえて小委員長に一任いただいて作業を進めるということで御了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○柏崎小委員長

これはパブリックコメントはどういう方法で、どれぐらいやるんでしょう。

○小倉課長補佐

普通であれば1カ月程度ホームページに載せて、必要なところにはパブリックコメントをしていますとお知らせして、御意見によって、必要に応じて……

○柏崎小委員長

これは県の家畜保健衛生所の職員の方が重要な役割を演じると思うんですが、その辺は配慮して、特に御意見を求めた方がよろしいような感じもしますけど。

○小倉課長補佐

はい。内々やっているようですし。（笑声）

○柏崎小委員長

そうですね。ひとつよろしく。

という事務局のスケジュール（案）でございます。7月中に上げたいという御希望のようですが。

では、事務局の案に沿って今後作業を進めてまいるということでよろしゅうございましょうか。

今後事務局の方で大変な作業が残っているわけでございますけれども、重要な変更事項がありましたら私に御相談いただきなり、委員の先生方に逐次御連絡していただければいいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

では私の役目を終わりました、事務局にバトンタッチさせていただきます。ありがとうございました。

○栗本衛生管理課長

本日はどうもありがとうございました。飼養衛生管理基準、大分おくれてしまいましたけれども、今後、先ほど御了承いただきましたような手続で進めさせていただきたいと思えます。

この小委員会ですけれども、本日をもちまして一応一区切りということになるわけでございますけれども、今後また畜産をめぐる状況が変わってまいりますと見直しということも必要になるかどうかと思えます。私どもからもできるだけ情報はお渡しさせていただきたいと思えますが、どうか先生方も私どもがやっておりますこと、畜産の状況を見守っていただきまして、こんなことを早く変えるべきだという御提案とかアドバイスがありましたらちょうどいいと思います。私ども、必要に応じてお集まりいただいて、御検討いただくことをお願いしたいと思います。とりあえず一区切りということで、本当にありがとうございました。

閉 会